

新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施に向けた準備状況について

1 主旨

国は、新型コロナウイルス感染症ワクチン（以下、「ワクチン」と言う。）が実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、市区町村に対し、必要な執行体制を計画・確保するよう要請している。

一方で、国はワクチンの対象者の年齢要件やマイナンバーの活用などについて検討中との報道がされているなど、現段階では事業の詳細が示されていない状況にある。

区としては、国が想定する最速の接種スケジュールを視野にいれ、ワクチンの住民接種の実施に向けた準備を進め、必要な経費の予算化を図る。

2 国からの情報（抜粋）

別紙1のとおり

3 主な課題

（1）接種体制の整備

①医療機関における個別接種について

区内医療機関等での個別接種の体制確保に向けて、両医師会等や区内医療機関等の協力を得ながら、個別接種の準備を進める。

②区施設における集団接種について

（ア）集団接種会場の確保

各地域のバランスや利便性等を考慮しつつ、医療機関等での体制確保の状況や接種期間等も勘案し、適正な規模や個所数の区施設を集団接種会場として地域ごとに選定し確保する。

（イ）医師等の確保

集団接種の実施にあたり、接種に携わる医師や看護師等の大規模な確保が不可欠となる。医師会や医療機関等への協力依頼を行うことはもとより、不足する場合は医療系人材派遣会社の活用も検討するなど必要な人材を確保する。

③接種困難な方への対応等

区内の入所施設に入所している高齢者や在宅の療養者など、接種会場へ行くことができない区民が接種を受けられるための対応を図る。

4 当面の準備内容

(1) 接種券の発送、及び相談・予約受付体制の整備

①準備状況

区は、ワクチンの住民接種をより円滑に実施するために、1月4日に接種券の印刷・郵送準備や、接種の予約・相談受付業務等（以下、「運營業務委託」という。）を包括的に委託する事業者選定（プロポーザル方式）を開始し、以下のとおり、第1順位の提案事業者を選定のうえ、現在、契約に向けた交渉を行っているところである。

2月上旬には事業者決定・契約締結に向けた準備を進めていく。

【契約交渉相手方第一順位候補者】※事業者選定の詳細は別紙2のとおり

事業者名 株式会社 J T B
所在地 品川区東品川二丁目3番11号
代表者 山北 栄二郎

②主な実施時期（予定）

内容	実施時期（予定）
コールセンターの開設	2月中旬
接種券の発送（高齢者あて）	3月中旬以降※
予約受付の開始	3月中旬以降
接種券の発送（高齢者以外）	4月以降※

※国が示すスケジュールによる

(2) 医療従事者等への優先接種の対応

2月下旬以降を目途に開始が予定されている医療従事者等への優先接種については、国の動向を踏まえ、東京都と調整を図りながら、区内医療機関や医師会等との調整を進めている。

5 早急に必要な予算

1,085,453千円（国庫支出金10/10）

内訳）・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる事務経費959,635千円

※現時点で国から示されている事務費の補助上限額を計上

コールセンター経費、接種券の印刷・郵送、広報等にかかる経費

・新型コロナウイルスワクチン接種費用125,818千円

※2月下旬以降開始予定の医療従事者等へのワクチン接種に必要な経費

国から示された単価と人口から積算

医療従事者等（総人口の3%） 27,628人

@2,277（税込）×27,628人×2回=125,817,912円≒125,818千円

新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の体制の確保及び医療従事者等へのワクチン接種を速やかに実施するために、地方自治法第179条の規定に基づく区長専決処分を行い、令和3年第1回区議会定例会において承認を求める。

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年	2月1日	区ホームページ開設（ワクチン接種に関する情報提供）
	2月上旬	運營業務委託の契約締結
	2月中旬	コールセンターの開設
	2月下旬	医療従事者の接種体制確保
	3月中旬以降	高齢者への接種券発送 予約受付開始
	3月下旬～ 4月上旬	高齢者の接種体制確保（以降、住民接種の開始）



新型コロナウイルスワクチンの 接種体制確保について

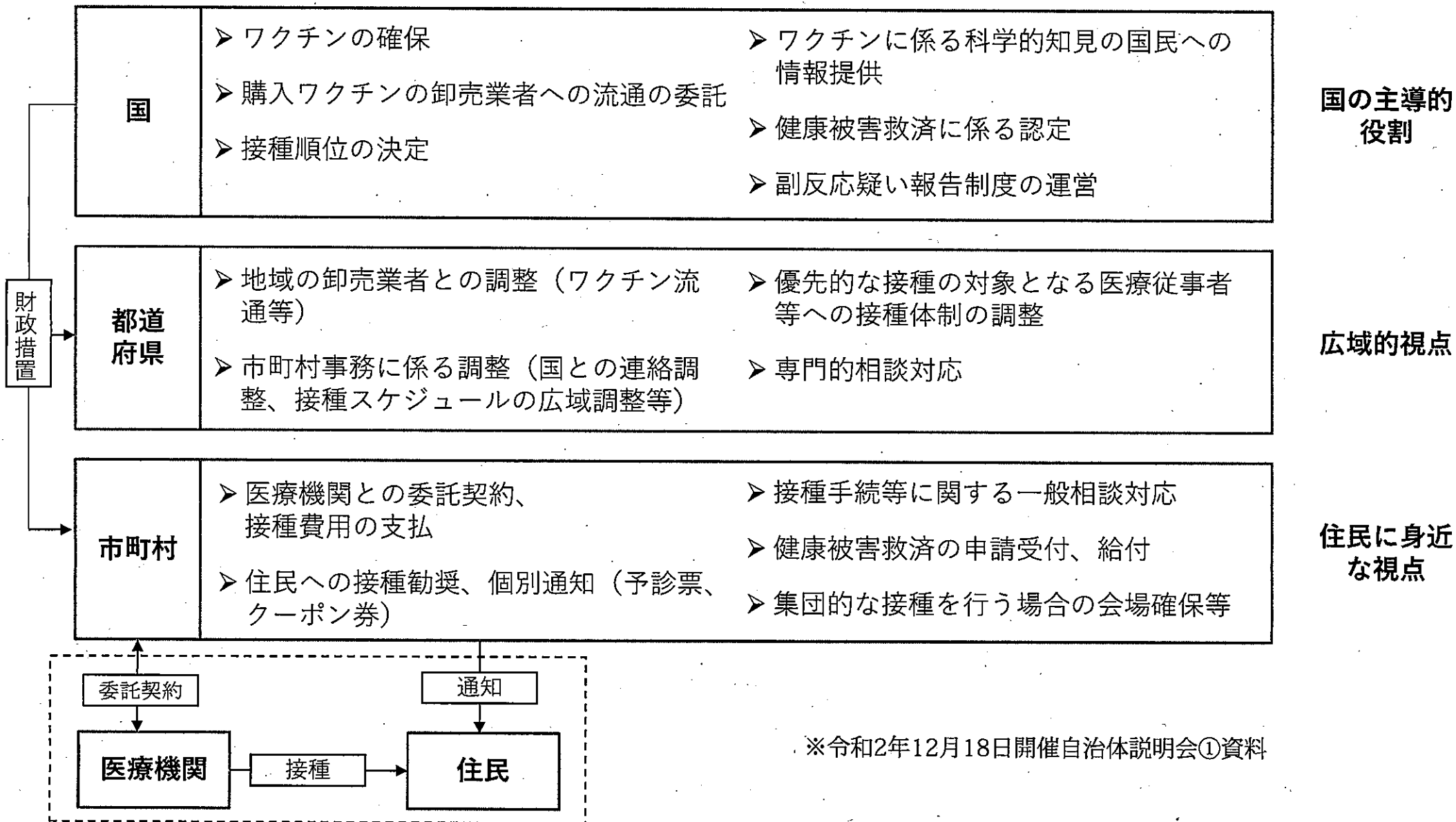
自治体説明会②

令和3年1月25日
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室

※P 7, 8, 10は令和2年12月18日開催の自治体説明会①からの抜粋

○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



事業イメージ

国（厚生労働省）

ワクチン
供給・流通
の契約

ワクチン
メーカー

卸

ワクチン
流通

流通調整等

医療機関

②接種の
実施

ワクチン確保・流通
(国が実施主体)

(都道府県を通じ市町村へ)
・実施の指示
・費用負担【10/10】
(接種費用、救済費用)

都道府県

委託契約

③費用の請求

※市町村区域外は
国保連を經由

市町村

①個別通知


住民


被害救済
(認定等)

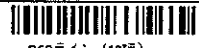
被害救済
(申請受付、
支給決定等)


接種券（クーポン券）の様式【現時点案】

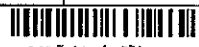
- 市町村は、当該市町村における新型コロナウイルスワクチンの接種対象者に対し、接種券を発行し、対象者に送付する。
- 対象者は接種券を医療機関等に持参し、医療機関は接種券を市町村への費用請求に用いる。


接種券			
券種	2	ワクチン接種	1 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

接種券			
券種	2	ワクチン接種	1 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

予診のみ			
券種	1	予診のみ	1 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

接種券			
券種	2	ワクチン接種	2 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

予診のみ			
券種	1	予診のみ	2 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

接種券			
券種	2	ワクチン接種	3 回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19			
1回目	接種年月日	2021年	接種場所
2回目	接種年月日	2021年	接種場所
氏名	厚生 太郎		
生 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99		
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生		
〇〇県〇〇市長 三三 一三			

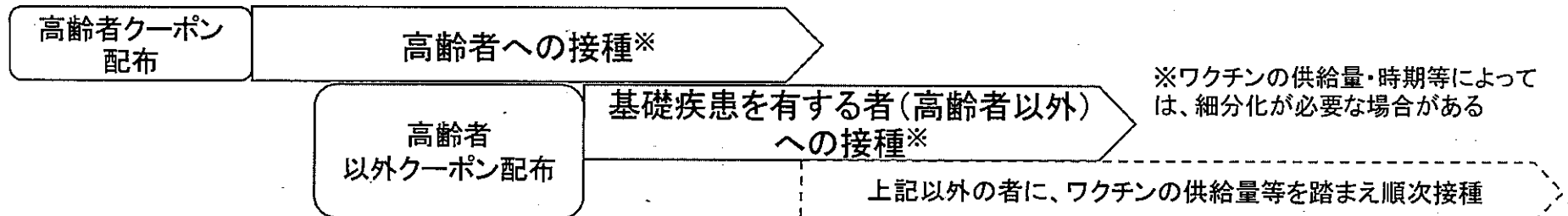
接種を受ける方へ

- シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

※令和2年12月18日自治体説明会①資料

接種券の配布と接種時期の関係

（補足）医療従事者への接種には接種券を用いない



注：このほか、高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者の接種順位については業務やワクチンの特性等を踏まえ、妊婦の接種順位については、国内外の科学的知見等を踏まえ、検討することとされている。

新型コロナワクチンの特性（現時点での想定）

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.44億回分 (7千2百万人×2回接種)	1.2億回分 (2回接種が想定されており、その場合 6千万人分に相当)	5千万回分 (2千5百万人×2回接種)
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (1170回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたものの以降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたものの以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で1170回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C) 		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)

接種順位の上位に位置づける者の接種順位と規模(想定)

- これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では以下のように想定される。

接種順位の上位に位置づける者の規模の推計(万人)

医療従事者等
約400

高齢者
約3600

基礎疾患を有する者
約820

高齢者施設等の従事者
約200

60~64歳
約750

合計
約5770万人

予診票の様式で確認

医療従事者等への接種(※1)

高齢者への
クーポン配布

予診票の記載で確認

高齢者への接種(※2)

高齢者以外への
クーポン配布

※ 供給量を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

予診票の記載で確認
(自己申告)

基礎疾患を有する者
(高齢者以外)への接種(※3)

高齢者施設等の従事者への接種(※4)

60~64歳の者(※5)

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量を踏まえ順次接種

※1

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。)に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
- ・ 医療従事者については市町村からのクーポン配布によらずに接種できる仕組みを検討中

※2

- ・ 令和3年度中に65歳以上に達する人
- ・ ワクチンの供給量・時期等によっては、細分化が必要な場合がある

※3

- 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方
 - 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病(ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。)
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - 染色体異常
 - 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - 睡眠時無呼吸症候群
- 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

※4

- ・ 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員

※5

- ・ ワクチンの供給量による

高齢者施設の従事者への接種

高齢者施設の従事者 接種順位の特例

- 重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっている。しかしながら、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、**市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。**その際は、**ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。**

※ 一定の要件：ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること

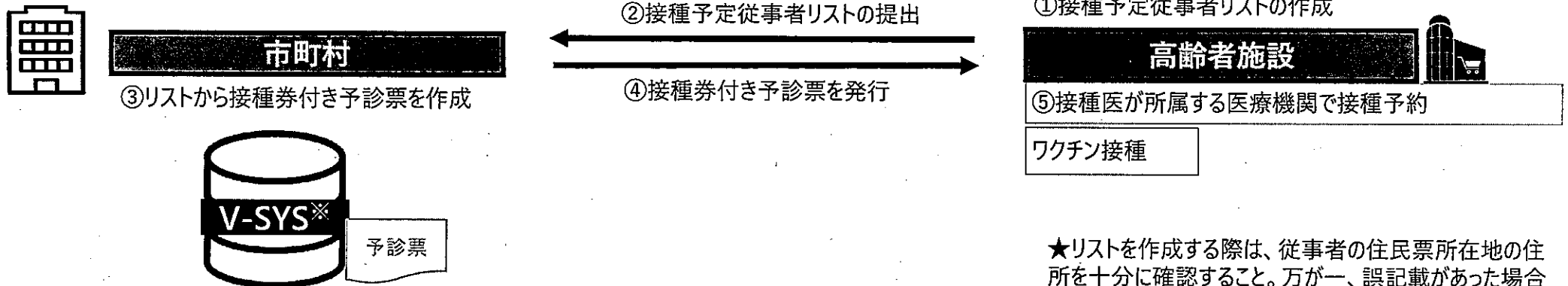
市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと

施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること

※ 接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が叶わないことに留意。

- その際、従事者に対しては接種券が届いていないため、**施設等は接種を希望する従事者の名簿を作成し、市町村へ提出する。**市町村は接種券付き予診票を作成し、発行する。

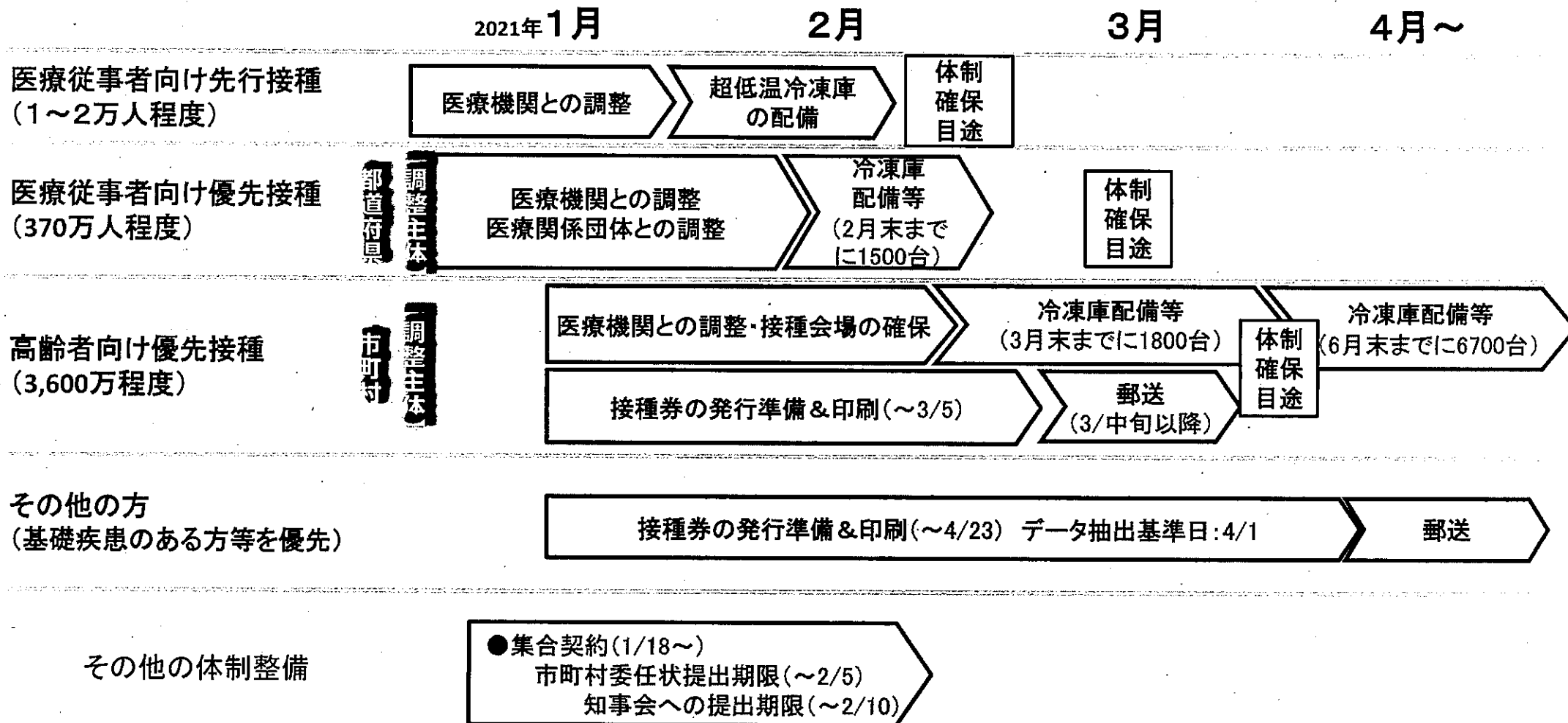
※ 市町村が設ける会場として高齢者施設を指定し集団的に行う予防接種を実施する場合には、上記と同様な対応は可能である。ただし、従来医療機関でなかった場所に接種会場を設けることとなるため、運営方法については市町村と十分な協議が必要。



※地方自治体、医療機関、卸売業者等の関係者がクラウドにワクチンの在庫量、配分量等の情報を登録し、関係者で速やかに共有することを主な目的としたシステム

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

○ ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



注:優先順位は検討中の案に基づく

体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）

	令和2年度				令和3年度	
	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
人員体制の整備 (会計年度任用職員契約、外部委託含む)	庁内人員体制の確保		任用職員等の募集			
システム改修	予算準備	システム改修 (クーポン券発行分)				
	予算準備	システム改修 (接種記録分)				
クーポン券等の印刷・郵送	予算準備	契約事務	印刷準備・印刷	3/中旬以降発送 (高齢者分)		発送 (高齢者以外)
医療機関との調整・契約	医師会等との調整					
		※医療機関は、1月18日から委任状提出開始				
医療機関以外の接種会場の準備		会場選定	予算準備	契約事務		
超低温冷凍庫の配備	(国→自治体)★ 割当数通知	配置先調整	リスト国報告 ✕1/28	リスト国報告 ✕2/18	リスト国報告	
接種費用の確保		委任状提出	実施主体としての集合契約委任状提出 (2/5✕)			
		予算が必要な場合、既存経費の活用等	予算準備 (補正予算)			
相談体制の確保		予算準備	契約事務	教育期間	コールセンター運用	
国から自治体への情報発信等	(10/23)★ 要綱・要領	★★ 手引き① 説明会①	★★ 手引き② 説明会②	◆ 集合契約締結 ※接種実施医療機関等は随時追加可		

世田谷区新型コロナウイルスワクチン住民接種事務
運營業務の委託事業者の選定結果について

1 主旨

新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に向け、接種券の発送業務や区民からの相談・予約受付業務等の委託にあたり、プロポーザル方式による事業者選定を行い、以下のとおり、契約交渉相手方第一順位候補者を選定した。

【契約交渉相手方第一順位候補者】

- (1) 事業者名 株式会社 J T B
- (2) 所在地 品川区東品川二丁目3番11号
- (3) 代表者 山北 栄二郎

2 選定経過

令和3年1月	4日	プロポーザル公告
	7日	提案書等の提出期限
	8日	第一次審査（提案書審査）
	～11日	
	12日	第二次審査（ヒアリング審査）、選定委員会

3 選定委員会の構成

	所属・役職	氏名
委員長	副区長	中村 哲也
委員	政策経営部長	加賀谷 実
委員	交流推進担当部長	小澤 弘美
委員	総務部長	田中 文子
委員	保健福祉政策部長	澁田 景子
委員	政策経営部広報広聴課長	山戸 茂子
委員	政策経営部 I C T 推進課長	山田 和彦
委員	公益社団法人 地域医療振興協会ヘルスプロモーション 研究センター 参事（外部有識者・保健師）	村中 峯子
委員	感染管理認定看護師（外部有識者・看護師）	榮留 富美子

4 委託業務の内容

新型コロナウイルスワクチン接種の実施にあたり、次の4つの業務を包括的に委託する。

(1) 接種券の印刷封入、郵送事務

区民がワクチン接種時に使用する接種券等を印字、封入、発送する業務

(2) コールセンターの構築・運営

区民のワクチン接種に関する相談の受付や予約を代行するコールセンターを設置し、運営する業務

(3) 予約システムの構築・運用・保守

区民が集団接種会場でワクチンを接種するための予約を受け付けるシステムを構築し、運用する業務

(4) 接種実績の管理及びシステム用入力データ作成事務

区民のワクチン接種実績を予約システムで管理するとともに、区民健康情報システム（予防接種台帳）への入力用データを作成する業務

5 選定方法

(1) 選定手順

- ・業務の受託を希望する4事業者について、①提案書の書類審査、②見積額の審査、③プレゼンテーションによるヒアリング審査を行い、総合的に評価した。なお、事業者名は伏せ、匿名での審査を行った。
- ・契約交渉相手方として選定された事業者に対して行うこととしていた財務審査は、第一順位候補者となった(株)JTBについて、今年度、区が実施した他のプロポーザル方式での財務審査で財務状況に問題がないことを確認済みであったため、その内容をもって審査結果とした。

(2) 評価項目

- ・業務実施方針について
- ・作業の体制、全体の管理・事業運営全体等に関する事項
- ・接種券の印刷封入、郵送事務に関する事項
- ・コールセンターの運営に関する事項
- ・予約システム等に関する事項
- ・データ入力に関する事項
- ・情報セキュリティ対策に関する事項
- ・その他追加提案に関する事項
- ・委託の実績に関する事項
- ・見積金額の妥当性

(3) 選定結果

	提案書審査	見積額審査	プレゼンテーション審査	合計
配点	2,700点	900点	5,400点	9,000点
株式会社 JTB	1,692点	500点	3,834点	6,026点
A社	1,527点	525点	3,504点	5,556点
B社	1,782点	450点	3,072点	5,304点
C社	1,053点	375点	1,830点	3,258点

※合格基準は、全審査合計点の6割以上とする。

(4) 主な選定理由

- ・コールセンター業務において、専門的相談に対応する医療職スタッフ（看護師）の配置や多言語対応が可能であること、また、グループ内の複数のコールセンターからの弾力的な人員配置が可能であるなど、安定的な運営体制が提案された。
- ・チャットボットによる自動応答やQRコードを用いた予約システムの運用など、区民の利便性を高めながら、コールセンターへの入電を減らす工夫が提案された。
- ・集団接種会場での接種実績を即日予約システムに反映させられる仕組みが構築可能であるなど、接種を受ける区民の安全性に配慮されたシステム設計が提案された。
- ・コールセンター業務を始めとした官公庁の業務について豊富な受託実績があること、また、高齢者など配慮を要する方への対応の重要性を理解しているなど、堅実かつ適切な業務運営が見込まれることが評価された。
- ・上記の評価に加え、全審査合計点の6割以上を得点していることを踏まえ、第一順位候補者として選定した。

所管部	現行	改正組織	改正内容
世田谷保健所	<ul style="list-style-type: none"> — 世田谷保健所 — 副所長 <ul style="list-style-type: none"> — 健康企画課 — 健康推進課 — 感染症対策課 — 地域保健課 — 世田谷保健相談課 — 北沢保健相談課 — 玉川保健相談課 — 砧保健相談課 — 烏山保健相談課 — 生活保健課 — 副参事（住民接種担当） 	<ul style="list-style-type: none"> — 世田谷保健所 — 副所長 <ul style="list-style-type: none"> — 健康企画課 — 健康推進課 — 感染症対策課 — 地域保健課 — 世田谷保健相談課 — 北沢保健相談課 — 玉川保健相談課 — 砧保健相談課 — 烏山保健相談課 — 生活保健課 — 副参事（住民接種担当） — 住民接種担当参事 	<p>○新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当参事を新設する。</p>